

# 第 2 部

パネルディスカッション

# 久留米大学文学部教授 門田光司

## スクールソーシャルワーカー事業の意義

- ・起源（アメリカ）：1906年～1907年、移民等の貧困家庭における子どもの怠学問題（その要因は貧困、疾病、崩壊家庭といった社会病）に対して、ソーシャルワーカーが子どもたちの教育保障と貧困連鎖を断つことを目的に始まる。

学校に子どもの家庭状況や子どものニーズを理解してもらう

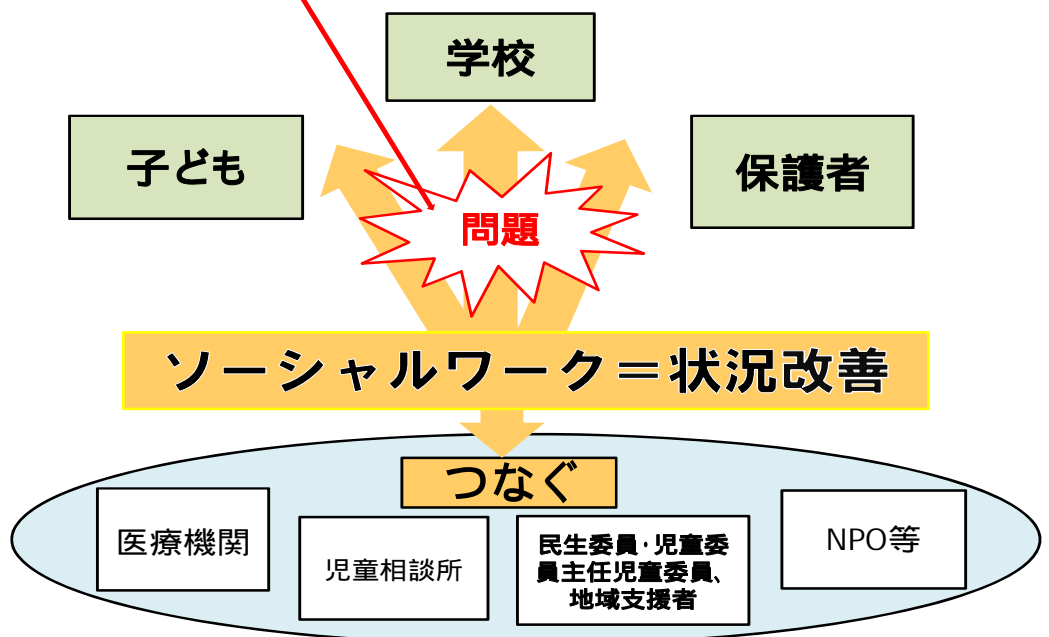
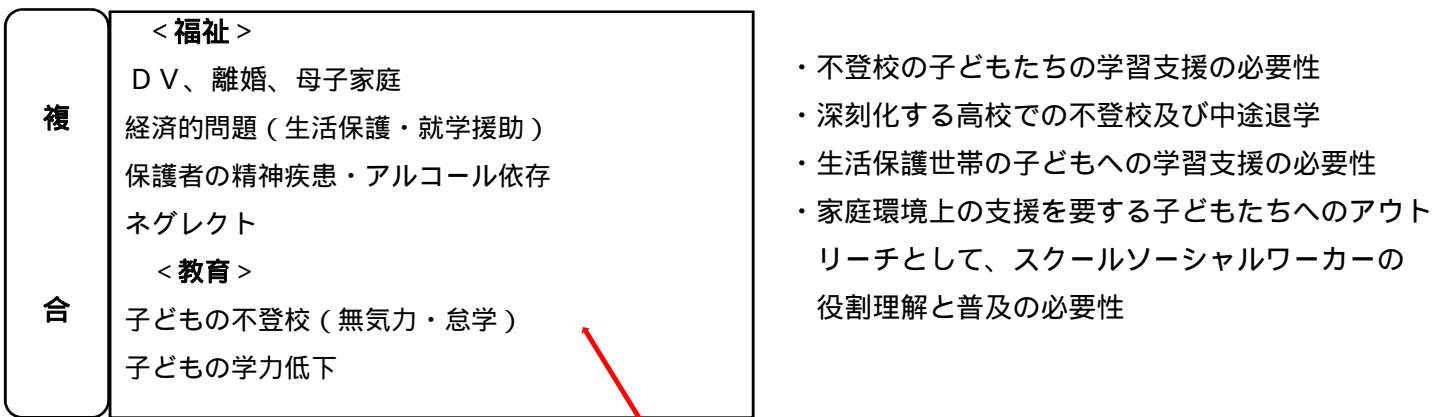
親に教育の必要性と学校の要望、子どものニーズを理解してもらう

「学校と家庭のつなぎ役」として活動を展開する。

- ・2008（平成20）年度、文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業」の開始  
スクールソーシャルワーカー（社会福祉士及び精神保健福祉士）

- ・スクールソーシャルワーカーの支援対象は、不登校（年間30日以上欠席）が多いが、重複していじめ・非行・児童虐待・発達障害等の状況を抱えている。特に子どもの抱える学校課題が家庭環境問題にあるケースに対応していくことが中心である。

## <家庭環境問題>



Relations



第1号  
2013.03.31

---

福岡県スクールソーシャルワーカー協会発足

福岡県でのスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）の研修機会として、2010年7月に「福岡県・学校ソーシャルワーク研究会」を発足し、近県のSSWの方々や学校関係者等の参加も得て、学びや交流を深めてきました。一方、福岡県内のSSW事業も県教育委員会のみならず、市町教育委員会においても事業開始が増え始め、年々、SSWの人材派遣と養成が求められる状況となりました。このような状況を踏まえ、福岡県内のSSWが結集し、一丸となってSSW事業を発展させていくことを目標に、このたび、2012年6月に「福岡県スクールソーシャルワーカー協会」を発足する運びとなりました。そして、協会発足後、早1年が過ぎようとしています。この間、各事業担当者による創意と活発な活動で多様な取組を行ってきました。協会の目的は、福岡県のSSW事業の発展に大きく貢献していくことです。あわせて、協会のメンバーたちのエンパワメントの機会として、海外とのつながりも広げていきたいと考えています。協会活動がSSWたちにとって負担になることなく、共に創り、共に学び、共に楽しんでいける組織になっていければと思っています。何卒、今後ともご支援を賜りますよう、よろしくお願いたします。

福岡県スクールソーシャルワーカー協会会長  
門田光司(久留米大学)



福岡県スクールソーシャルワーカー協会

Fukuoka Association of School Social Workers




### < 事業活動 >

- 研修事業（2か月に1回・基礎研修、専門研修）
- 広報事業（広報誌・啓発冊子・他）
- 研究事業（調査研究・教材開発・他）
- 人材養成及び採用推薦(教育委員会・関係機関との連携)

### < 会員 >

- 正会員（福岡県内スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザー）
- 準会員（他県のスクールソーシャルワーカー）
- 賛助会員（スクールソーシャルワーカー以外で子どもの支援に関わる人）
- 学生会員（大学院生・学部3年生以上）



### < 福岡県スクールソーシャルワーカー協会事務局 >

〒839-8502 福岡県久留米市御井町 1635 番地(久留米大学文学社会福祉学科)  
(担当/山崎千栄子)

Tel:0942-43-4411 Fax:0942-43-5160 E-mail:fassw-2012@hotmail.co.jp

( Facebook に活動内容を掲載しています! )

# 子ども・若者育成支援推進法について

H22.4.1施行

## 背景

有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化  
ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患  
など子ども・若者の抱える問題の深刻化  
従来の個別分野における縦割りの対応では限界

## 趣旨・目的

子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備（基本法的性格）  
・国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備  
・学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進  
社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

子ども・若者育成支援施策を推進するための  
枠組みづくり

[ 国 ] [ 地方公共団体 ]

子ども・若者育成  
支援推進大綱

勸案

都道府県、市町村  
子ども・若者計画  
(努力義務)

## 策定

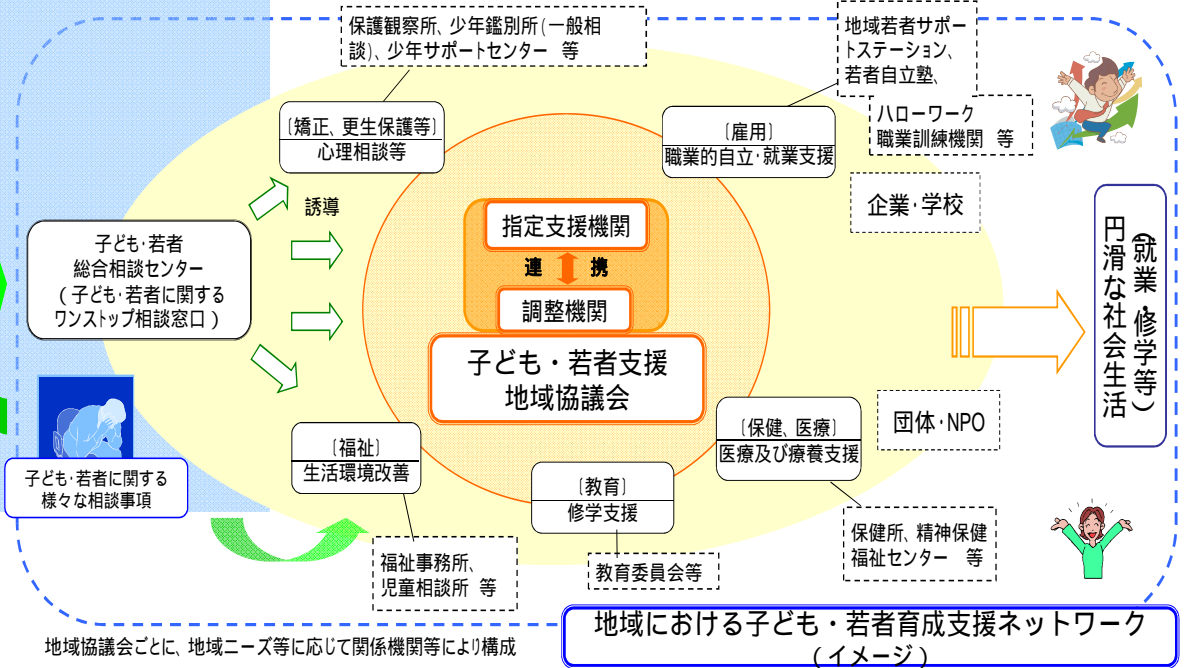
子ども・若者育成  
支援推進本部  
(本部長:総理)

## 基本理念

- 国の基本的な施策等
- ・各関連分野における施策の総合的な実施
  - ・国民の理解の増進等(国民運動の展開)
  - ・社会環境の整備
  - ・子ども・若者総合相談センターの体制確保
  - ・年次報告の作成公表

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

- ・関係機関等：各種支援の実施 状況把握、誘導、支援内容等の周知  
相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導 医療、療養 生活環境改善  
修学・就業 知識技能の習得 等の支援
- ・地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置)：支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止  
調整機関：協議会の事務の総括、構成機関等との連絡調整、支援状況の把握と連絡調整  
指定支援機関：支援状況を把握しつつ、必要に応じ自ら支援
- ・国：調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援



\*\*\*\*\*

久留米大学教授 門田光司

## 「子ども・若者育成支援推進法」の意義・評価

### < 意義 >

- ・次代の社会を担う子ども・若者において、深刻化している不登校・非行・ひきこもり・他による「修学及び就業のいずれもしない子ども・若者」(0歳～30歳代)への総合的支援を法的に定めたこと。

### < 支援にあたっての評価 >

- ・支援を要する人への「アウトリーチ(訪問支援)」の実施を明記し、支援機関として「子ども・若者指定支援機関」(NPO法人等)を位置づけたこと。
- ・地域における支援ネットワークとしての「子ども・若者支援地域協議会」の設置。この協議会を可動させていくための「子ども・若者支援調整機関」を位置づけたこと。

### < 今後の期待 >

- ・活動報告や実践事例集などを通して、地域に即した取り組みの普及と社会全体の意識啓発。

# 東京都北区教育委員会広域スーパーバイザー・保護司

原 和夫

小中学生で就学援助を受ける数は平成 22 年度で約 155 万( 1)人と過去最多。

経済的困難が影響した不登校や進学の難しさなど、状況は厳しさを増す。

子どもたちをどう支えればいいのか。東京北区の教育現場の取り組みが注目を集めている。中学校につくられた、不登校となった生徒が通える「ひまわり教室」。

運営する原和夫さんは教員ではなく地元の老舗銭湯の 3 代目。

職員会議に出席し、学校に来ないなど、心配される子どもの家に訪問し本人や家族に会い、事情を調べ、一緒に問題解決を目指してきた。

「貧しさから食事もとっていない」「複雑な家庭環境」「いじめなどの心の傷」「精神的に不安定な保護者」

不登校に限らず、地域に住む社会参加に困難を抱えた若者や、保護司として非行少年少女への支援も行っている。

原さんが向き合ってきた子どもは、これまで約 300 人。13 年間におよぶ。

家庭にまで踏み込みにくい学校と連携し、心を閉ざし生きる希望さえ失う子どもたちに前向きな気持ちを取り戻させてきた。相談を受け、自宅で夕食をとらせ、家庭環境が厳しい場合は、住ませたりもする。保護者の相談も受け、行政機関の福祉担当者と連携をはかることもある。

こうした「いち地域住民」としての活動とその立場から、子ども・若者の諸問題に関わる。



NHK 首都圏スペシャル『逆境を生き抜け - 急増“チャイルド・プア” 闘う現場 - 』より

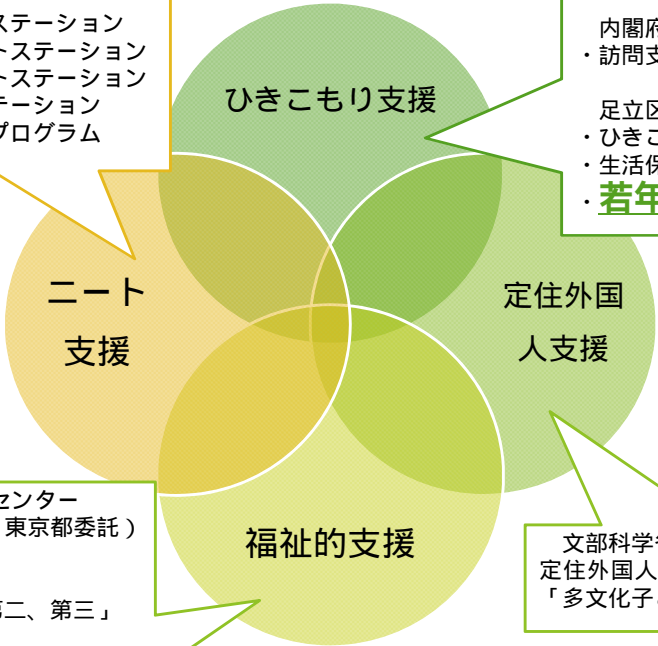
1. 内閣府(2013)『平成 25 年度版-子ども・若者白書』引用

# NPO法人青少年自立援助センター

山崎 敦史

平成25年度 事業概要

- 厚生労働省認定事業
- ・あだち若者サポートステーション
  - ・いたばし若者サポートステーション
  - ・高知黒潮若者サポートステーション
  - ・多摩若者サポートステーション
  - ・若年無業者集中訓練プログラム



- 本来事業
- ・**寮運営事業・就労支援事業**
  - ・アウトリーチ事業（訪問支援）
  - ・家族勉強会の運営
- 内閣府委託事業
- ・訪問支援員養成事業（内閣府委託事業）
- 足立区委託事業
- ・ひきこもり家族の相談、情報提供
  - ・生活保護世帯の子供たちの学習支援
  - ・**若年層就労支援等プログラム**



- 障害者就業・生活支援センター「けるん」（厚生労働省・東京都委託）
- 障害者グループホーム「きんもくせい 第一、第二、第三」
- 就労継続支援B型・就労移行支援事業「ジョブスペース游」

- 文部科学省委託事業  
定住外国人の子どもたちの就学支援事業  
「多文化子ども・若者日本語教室」

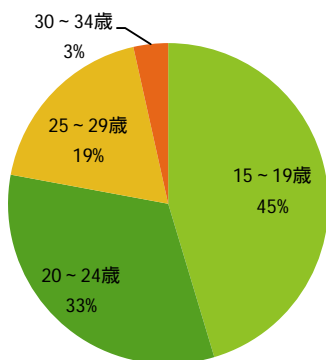
## 若年層就労支援等プログラム事業

足立区福祉部からの業務委託により、NPOスタッフが生活保護世帯の若年者（15歳から35歳未満）への家庭訪問を行う。対象である若年者との関係構築から、就労支援だけでなく各社会資源への誘導など、地区担当員（ケースワーカー）の方をサポートするために様々な支援をおこなっている。

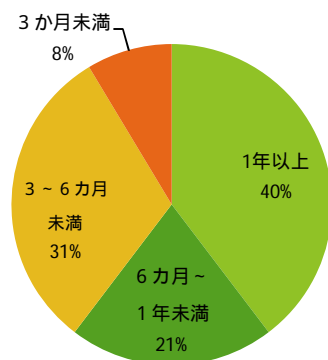
例えばこんなケース・・・

- ・自力では動けないひきこもりケース
- ・交友関係が断たれ社会的に孤立しているケース
- ・働きたいと話すも、なかなか具体的な活動が見られないケース
- ・担当CWも直接は会えず、生活実態がつかめず見立てが困難なケース

H24年度・支援対象者年齢



H24年度・支援にかかった期間（支援終了者）



# 子どもの貧困対策の推進に関する法律について (平成25年法律第64号)

## 現状・背景

### 子どもの貧困率

18歳未満の子どもで 15.7% (2008年OECD加盟34カ国中24位)  
(2009年厚労省データ) (OECD(2012)データ) 日本は2006年

ひとり親世帯での貧困率 50.8% (2008年OECD加盟34カ国中31位)  
(2009年厚労省データ) (OECD(2012)データ) 日本は2006年

生活保護世帯の子ども的高校進学率 89.9% (全体では98.4%)  
(2013年厚労省データ) (2013年文科省データ)

世代を超えた「貧困の連鎖」

## 目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

子どもの貧困対策は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として推進されなければならない。

子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行わなければならない。

## 子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり

国

地方公共団体

子どもの貧困対策会議  
(会長：内閣総理大臣)

密接な連携

案の作成

子どもの貧困対策に関する大綱  
(閣議決定)

勘案

都道府県子どもの貧困対策計画  
(策定努力義務)

大綱に掲げる事項

基本的な方針

子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

教育支援 生活支援 保護者への就労支援 経済的支援 調査研究

子どもの貧困状況及び貧困対策の実施状況を毎年公表

## 子どもの貧困対策の推進に関する法律 <平成25年法律第64号> (概要)

平成25年6月19日成立 / 平成25年6月26日公布

### 目的

この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

### 大綱の策定・基本的施策

政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。

大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。

衆議院厚生労働委員会決議

政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

### 子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議（関係閣僚で構成）を設置する。

### 施行期日等

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



いのち輝く  
みんなの未来

平成25年11月 子ども・若者育成支援強調月間





内閣府

Cabinet Office, Government of Japan